

# 資料編

# 1. 上毛町文化財保存活用地域計画協議会の設置・経緯

本計画の作成にあたっては、上毛町教育委員会が令和5(2023)年度に設置した「上毛町文化財保存活用地域計画協議会」(以下、協議会)において、本計画を作成するために必要な事項の協議を行いました。

また随時、文化庁文化資源活用課計画推進係と福岡県教育庁の指導・助言を得ました。

令和5(2023)年8月から計5回協議会を開催し、これらの協議結果を踏まえ、所定の手続きを経て、本計画を作成しました。

協議会の構成、審議の経緯は以下のとおりです。

【上毛町文化財保存活用地域計画協議会】 任期：令和5(2023)年4月～令和7(2025)年3月

| 部 会  | 氏 名   | 種 別   | 勤務先・役職等          | 備 考   |
|------|-------|-------|------------------|-------|
| 有識者  | 栗焼 憲児 | 生涯学習  | 求菩提資料館 館長        | 会長    |
|      | 田中 裕介 | 日本考古学 | 別府大学文学部 教授       | 副会長   |
|      | 菅野 剛宏 | 民 俗   | 大分県立歴史博物館 学芸調査課長 | 令和5年度 |
|      | 水野 貴博 | 建築史   | 西日本工業大学デザイン学部 教授 |       |
| 地域代表 | 宮本 工  | 文化財保護 | 上毛町文化と歴史を学ぶ会 会長  |       |
|      | 穴田 矩正 | 商工観光  | 上毛町商工会 会長        |       |

|       |       |                             |
|-------|-------|-----------------------------|
| 指導・助言 | 村上 佳代 | 文化庁 文化資源活用課 広域文化観光部門 文化財調査官 |
|       | 城門 義廣 | 福岡県教育庁 教育総務部文化財保護課 技術主査     |
|       | 野木 雄大 | 福岡県教育庁 教育総務部文化財保護課 技術主査     |
| 事務局   | 道免 隆  | 上毛町教育委員会 教育長                |
|       | 村上 英之 | 上毛町教育委員会 教育課長               |
|       | 矢野 和昭 | 上毛町教育委員会 教務課文化財保護係長         |
|       | 谷口 伸一 | 上毛町教育委員会 教務課文化財保護係員 (令和5年度) |

また、令和6(2024)年8月27日に、上毛町文化財保護委員会において計画案を審議しました。

(設置)

第1条 上毛町文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の策定及び見直しに係る作業並びに地域計画に基づく上毛町の文化財の保存と活用を進める事業の実施及び推進に関する事項について、町民、民間団体、事業者及び行政が協働して計画の策定、計画の検証を行うため、上毛町文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域計画の策定及び見直しに係る作業
- (2) 地域計画に基づく施策の推進及び事業の実施に関する事項についての検証

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 観光事業関係者
- (4) 文化財関連分野関係者
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要であると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、教務課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

【検討の経緯】

| 回 | 開催日                                                                                                 | 内容                                                                                                                                                                                                                      |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 令和5年8月7日(月)<br>    | 1) 文化財保護法の改正と文化財保存活用地域計画<br>2) 上毛町の概要と指定文化財<br>3) 作成の体制とスケジュール                                                                                                                                                          |
| 2 | 令和5年12月21日(木)<br>  | 上毛町文化財保存活用地域計画について<br>確認・協議 1) 序章<br>2) 上毛町の概要<br>3) 上毛町の文化財の概要<br>4) 上毛町の歴史文化の特性<br>説明・協議 5) 文化財に関する既往の把握調査<br>6) 文化財の保存・活用に関する目標<br>7) 文化財の保存・活用に関する課題・方針<br>8) 文化財の保存・活用に関する措置<br>説明 9) 関連文化財群<br>10) 文化財の保存・活用の推進体制 |
| 3 | 令和6年3月26日(火)<br>  | 上毛町文化財保存活用地域計画について<br>説明・協議 1) 序章<br>2) 上毛町の概要<br>3) 上毛町の文化財の概要<br>4) 上毛町の歴史文化の特性<br>5) 文化財に関する既往の把握調査<br>6) 文化財の保存・活用に関する目標<br>7) 文化財の保存・活用に関する課題・方針<br>8) 文化財の保存・活用に関する措置<br>9) 関連文化財群<br>10) 文化財の保存・活用の推進体制          |
| 4 | 令和6年6月17日(月)<br> | 計画案の提案<br>確認 1) 序章<br>2) 上毛町の概要<br>3) 上毛町の文化財の概要<br>確認・協議 4) 上毛町の歴史文化の特性<br>確認 5) 文化財に関する既往の把握調査<br>確認・協議 6) 文化財の保存・活用に関する目標<br>7) 文化財の保存・活用に関する課題・方針<br>8) 文化財の保存・活用に関する措置<br>9) 関連文化財群<br>確認 10) 文化財の保存・活用の推進体制       |
| 5 | 令和6年8月9日(金)<br>  | 最終案の確認<br>確認 1) 序章<br>2) 上毛町の概要<br>3) 上毛町の文化財の概要<br>4) 上毛町の歴史文化の特性<br>5) 文化財に関する既往の把握調査<br>6) 文化財の保存・活用に関する目標<br>7) 文化財の保存・活用に関する課題・方針<br>8) 文化財の保存・活用に関する措置<br>9) 関連文化財群<br>10) 文化財の保存・活用の推進体制                         |

## 2. 自治会への文化財アンケート結果

調査の目的：本計画の作成にあたり、地域の歴史文化の把握や保存・活用の現状を把握するために実施した。

調査時期：令和5（2023）年8月～10月

調査対象：町内の41自治会（自治会長に回答を依頼）

回答自治会：29自治会（回収率：70.7%）

問1 地域住民が中心となって保存・活用されている文化財や歴史的な資産として、どのようなものがありますか？具体的な名称を教えてください。

●回答自治会 25自治会

| 文化財や歴史的な資産                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------|
| 岩木観音                                                                         |
| 宇野貴船神社 <u>西区お観音様</u>                                                         |
| 八坂神社 とべら祭 垂水廃寺 牛頭天王公園                                                        |
| 八坂神社                                                                         |
| <u>お薬師堂</u>                                                                  |
| 吉富神社                                                                         |
| 日熊観音                                                                         |
| 山田古墳 貴富地藏堂                                                                   |
| 安雲吉富神社                                                                       |
| 松尾山三社神社 松尾山のお田植祭                                                             |
| 八社神社 <u>薬神祭</u> <u>お稲荷様</u> <u>横川神楽同好会</u> <u>どんど焼同好会</u>                    |
| 友枝子供神楽 <u>歳旦祭</u> <u>どんど焼</u> <u>御神幸（おみこし）</u> <u>皆作祭</u><br><u>観音様（盆踊り）</u> |
| 土佐井貴船神社                                                                      |
| 土佐井貴船神社                                                                      |
| <u>御神幸</u> <u>どんど焼</u> <u>追悼法要</u>                                           |
| <u>稲荷祭</u> <u>御神幸</u>                                                        |
| 八坂神社 巢狩神社 <u>祇園堂</u>                                                         |
| 大歳神社 有野弘法窟 <u>稲荷神社</u> 宇島鉄道耶馬溪駅舎跡                                            |
| 原井観音堂                                                                        |
| 百留貴船神社 八幡神社 百留横穴墓群                                                           |
| 重吉貴船神社                                                                       |
| 六社大明神神社 唐原天満宮 上唐原の宝塔                                                         |
| 貴船神社 唐原神楽 西方古墳 金居塚古墳群 <u>どんど焼</u>                                            |
| ほこら 秋古城                                                                      |
| 下唐原貴船神社                                                                      |

\*                     が新規に把握した文化財や歴史的な資産

問2 地区に特徴的な祭りや年中行事がありますか。

●回答自治会 24自治会

|           |       |
|-----------|-------|
| 1. ある     | 17自治会 |
| 2. ない     | 3自治会  |
| 3. 過去にあった | 4自治会  |

問3 問2で「ある」、「過去にあった」場合、どのような内容ですか。

●回答自治会 4自治会「過去にあった」

A自治会 前述の岩木観音は、以前は山頂で子供相撲、甘茶の提供、盆踊りなどがあり、賑わいをみせていたが、今では能満寺住職の読経のみになってしまっている。

B自治会 毎年8月に吉本公園にて盆踊りを実施していたが、コロナ禍以降中止。現在は年間の物故者の慰霊を込めて、8月16日に灯り、のぼりを立て、区内の皆様へのお参りをお願いしています。

C自治会 前年度に亡くなった家での盆踊り。コロナ禍により中止か廃止。

D自治会 過去にあった行事としては、田植え後の「どろよこい」です。農家従事者の減少で廃止が決まり、今年から行われなくなった。

問4 「上毛町らしい」とイメージする歴史や文化（衣食住を含む）とは何か、自由にお書きください。

●回答自治会 13自治会

- ・八坂神社境内からの初日の出
- ・牛頭天王公園の桜
- ・遺跡の数の多さ
- ・成恒神楽
- ・松尾山のお田植祭
- ・垂水のトベラ祭
- ・大池公園
- ・ホテル群生地
- ・のんびりとした雰囲気
- ・ゆいきらら灯籠祭 西友枝豊作祭
- ・西友枝田舎の居酒屋
- ・祖先から受け継いだ祭ごと等を守り続けていく事だと思います
- ・巢狩山、大平山への登山ルートの整備
- ・穴ヶ葉山古墳
- ・百留横穴墓群
- ・友枝神楽
- ・田舎を前面に出す

問5 本町の文化財や歴史的な資産を活用したまちづくりに関する提案、期待、要望等がございましたらご自由にお書き下さい。

●回答自治会 9自治会

- ・民俗資料館の雨漏れ修理を早急に。また、ループアリーナの館内の一部に土器等を展示。
- ・イベントといえば神楽がつきもので、地域住民も飽きが来ているのではと心配。
- ・年2回、日熊観音堂内の草刈り作業を観音講一同で行っている。年々高齢化が進み、草刈り除草作業が負担になっています。要望等も何回か役場に提出しましたが色よい返事をいただけません。日熊観音を維持するために是非とも助成いただきたい。
- ・定期的な巡回点検と要修理箇所の早めの対策、予算計上を望む。
- ・本町は友枝・唐原・成恒と3つの神楽講があります。年に一度でも、町主催で3つの団体を集めてイベントをしたらどうですか。他に小さな同好会等も参加できるようにしてもらえたら。
- ・唐原山城跡の周りの整備の計画はあるのか。
- ・後継者が少なくなり消滅していく事が残念です。
- ・きれいに整備された大池公園をもう少しPRして欲しい。
- ・各神楽の共演。

3. 保存・活用の課題、方針、措置の一覧表

| 将来<br>像                  | 基本方針                                            | 課題                                       | 方針                                                                  | 措置                                             | 内容                                                                                                           | 実施主体                                                                                                 |                |   | 実施時期 |    |    |  |
|--------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---|------|----|----|--|
|                          |                                                 |                                          |                                                                     |                                                |                                                                                                              | 地域                                                                                                   | 所・<br>管        | 町 | 専門   | 前期 | 後期 |  |
| 上毛の宝である歴史文化を共有し、未来へ継承します | 【知る】<br>調査・研究を通じて、歴史文化の価値・魅力を知り、共有しながら未来へ継承します。 | 1) 文化財の把握調査の不<br>足と、調査成果の現存<br>や保存状態の未確認 | 1) 絵画や工芸品、書跡・典籍、歴史資料などの未調査の文化財について把握調査を推進するとともに、調査成果の現存や保存状態を確認します。 | 1 文化財の未調査分野の把握調査の実施、調査成果の現存や保存状態の確認            | ・把握調査を実施し、調査成果の更新に努めます。<br>・絵画や工芸品、書跡・典籍、歴史資料などの未調査分野の調査実施に向けた体制を検討します。<br>・既往調査で判明している文化財の現存や保存状態の確認を推進します。 |                                                                                                      |                | ○ | ○    |    |    |  |
|                          |                                                 | 2) 指定・登録などによる<br>保護措置が不十分                | 2) 未指定の文化財も含め、地域の歴史や文化の調査研究を進め、価値や魅力を明確にし、必要に応じて指定・登録などを推進します。      | 2-1 調査・研究による価値や魅力の評価<br><br>2-2 文化財の指定・登録などの推進 | ・所蔵する文化財について再調査及び再評価を行います。                                                                                   | ・調査・研究により文化財としての価値や魅力が評価できたものについて、指定・登録などに向けた手続きを進めます。<br>・文化財のデジタル化による情報整理を進め、データベースの構築・更新・公開を行います。 |                |   | ○    | ○  |    |  |
|                          |                                                 | 3) 調査成果のデータベース化<br>及びデジタル化<br>が不十分       | 3) 把握調査などによって得られた成果について、デジタル化したデータベースを構築し、記録・公開を推進します。              | 3 文化財データベース作成・公開                               | 4 保存活用計画の作成の検討                                                                                               | ・大ノ瀬官衙遺跡をはじめとする個別の文化財保存活用計画の作成を検討し、長期的視点に立った保存・活用を推進します。                                             |                |   | ○    |    |    |  |
|                          |                                                 | 4) 長期的視点に立った指<br>定等文化財の保存・活用<br>事業が未定    | 5) 保存管理する上での技<br>術的・経済的支援の不<br>足                                    | 6) 文化財の毀損・滅失の<br>危機                            | 7) 無形の民俗文化財の消<br>滅の危機                                                                                        | 8) 周辺環境を含めた保全<br>事業や他の関係部署<br>との連携が不十分                                                               | 9) 防災・防犯対策が不十分 |   |      |    |    |  |
|                          |                                                 | 5) 保存管理する上での技<br>術的・経済的支援の不<br>足         | 6) 文化財の毀損・滅失の<br>危機                                                 | 7) 無形の民俗文化財の消<br>滅の危機                          | 8) 周辺環境を含めた保全<br>事業や他の関係部署<br>との連携が不十分                                                                       | 9) 防災・防犯対策が不十分                                                                                       |                |   |      |    |    |  |
|                          |                                                 | 6) 文化財の毀損・滅失の<br>危機                      | 7) 無形の民俗文化財の消<br>滅の危機                                               | 8) 周辺環境を含めた保全<br>事業や他の関係部署<br>との連携が不十分         | 9) 防災・防犯対策が不十分                                                                                               |                                                                                                      |                |   |      |    |    |  |
|                          |                                                 | 7) 無形の民俗文化財の消<br>滅の危機                    | 8) 周辺環境を含めた保全<br>事業や他の関係部署<br>との連携が不十分                              | 9) 防災・防犯対策が不十分                                 |                                                                                                              |                                                                                                      |                |   |      |    |    |  |
|                          |                                                 | 8) 周辺環境を含めた保全<br>事業や他の関係部署<br>との連携が不十分   | 9) 防災・防犯対策が不十分                                                      |                                                |                                                                                                              |                                                                                                      |                |   |      |    |    |  |
|                          |                                                 | 9) 防災・防犯対策が不十分                           |                                                                     |                                                |                                                                                                              |                                                                                                      |                |   |      |    |    |  |
|                          |                                                 |                                          |                                                                     |                                                |                                                                                                              |                                                                                                      |                |   |      |    |    |  |

【実施主体】 地域：地域住民や関係団体、民間企業、学校などが主体となるもの 所・管：所有者、管理者が主体となるもの 町：上毛町（行政）が主体となるもの 専門：有識者や大学などが主体となるもの  
【実施時期】 前期：令和 7～11 (2025～2029) 年度 後期：令和 12～16 (2030～2034) 年度

| 将来<br>像                  | 基本方針                                             | 課題                                           | 方針                                                                        | 措置                                                  | 内容                                                                                                                                                                        | 実施主体 |         |    | 実施時期 |    |
|--------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|----|------|----|
|                          |                                                  |                                              |                                                                           |                                                     |                                                                                                                                                                           | 地域   | 所・<br>管 | 専門 | 前期   | 後期 |
| 上毛の宝である歴史文化を共有し、未来へ継承します | 【活用する】<br>観光や地域活性化への活用を通じて、歴史文化の魅力を発信し、未来へ継承します。 | 10) 来訪者などへの文化財の価値の周知が十分                      | 10) 歴史文化の価値を伝えるために、説明板・案内標識の充実やデジタル技術を用いた情報発信手段の充実を検討します。                 | 10-1 説明板・案内標識の充実<br>10-2 デジタル技術を用いた情報発信手段の充実の検討     | ・文化財について説明板・案内標識を設置し、周辺の歴史文化などとの関連、位置関係などを案内します。<br>・大ノ瀬官衙遺跡や唐原山城跡などについてVR(仮想現実)やAR(拡張現実)などの先進的なデジタル技術を活用し、文化財の付加価値向上や情報発信手段の充実を検討します。                                    |      | ○       |    |      |    |
|                          |                                                  | 11) 来訪してもらうための情報発信・啓発活動や広域的な観光を視野に入れた活用方策の不足 | 11) ホームページ、SNS、民間の情報媒体・情報誌などを利用して、歴史文化の情報発信を推進します。                        | 11-1 ホームページ、SNSなどによる歴史文化の広域的な情報発信                   | ・広報紙はもちろん、ホームページやSNS、文化財アプリなどでも町の歴史文化の価値や魅力を、広域的な視点を持って発信するとともに、新たな情報提供を呼びかけます。<br>・町民に身近なコミュニティFMラジオやケーブルテレビ、地域情報誌などの民間の情報機関・情報誌やプレスリリースなどを積極的に利用して、より多くの情報を外部に発信していきます。 | ○    | ○       |    |      |    |
|                          |                                                  | 12) 歴史文化に触れ、体験できる機会の不足                       | 12) 資料館などに收藏されている展示品の展示方法や広報の充実、町の文化施設を活用した体験学習の充実を図ります。                  | 12-1 上毛町歴史民俗資料館などのリニューアルの検討                         | ・上毛町歴史民俗資料館などの収蔵、展示スペースや展示方法、企画、広報などの現状と課題を整理し、資料館の建て替えなどを含め、今後の改善方策を検討します。                                                                                               |      | ○       |    |      |    |
|                          |                                                  | 13) 歴史文化を活かした地域振興や観光振興などまちづくりへの展開不足          | 13) 地域振興や観光振興の拠点施設である道の駅や大平楽を活用した情報発信や歴史文化を巡るウォーキングなどを通じて歴史文化の活用を推進します。   | 13-1 道の駅、大平楽のガイダンス施設としての活用<br>13-2 歴史文化ウォーキングコースの設定 | ・観光客などをターゲットに、道の駅しんよしとみ(大ノ瀬官衙遺跡)と大平楽において歴史文化の情報提供を充実させ、当施設をガイドンス施設として活用します。<br>・歴史文化を巡るウォーキングコースを歩いて楽しんだり、コース周辺またはコース沿いの歴史文化を体験したり身近に感じられるような方策を実施します。                    | ○    | ○       |    |      |    |
|                          |                                                  | 14) 次世代への継承、郷土愛の醸成不足                         | 14) 歴史講座、まち歩き会などの歴史文化に触れる場所や機会の充実や町内小中学校での歴史文化を学ぶ授業や見学を充実します。             | 14-1 学習機会の充実<br>14-2 郷土愛の醸成                         | ・公民館などの社会教育施設などにおいて歴史講座、まち歩き会、上毛町歴史・文化財検定などの歴史文化に触れる場所や機会の充実を図ります。<br>・町内小中学校において歴史文化を学ぶ授業や見学を実施し、郷土愛の醸成を図ります。                                                            | ○    | ○       |    |      |    |
|                          |                                                  | 15) 文化財に関する人材育成の不足                           | 15) 歴史文化の研修や情報提供を通じて現地見学の案内やパンフレット作成などに携わるボランティアをはじめとする人材育成を図ります。         | 15 ボランティアガイドの育成                                     | ・歴史文化の現地見学の案内やパンフレット作成などに携わるボランティアを募集し、研修や情報提供などにより育成します。                                                                                                                 | ○    | ○       |    |      |    |
|                          |                                                  | 16) 関係団体などとの連携不足                             | 16) 活動団体と行政との連携、団体同士の連携、他地域・他機関などとの連携、庁内連携をより一層強化し、多くの人が関わりを持てる仕組みを構築します。 | 16-1 活動団体等との連携強化<br>16-2 広域観光圏の連携                   | ・活動団体などの活動内容や構成員などの活動状況を把握し、活動支援などを行い、連携を強化します。また、新たな活動へのニーズ、意欲を把握し、類似団体などとの連携を推進します。<br>・九州周防灘地域特定自立圏共生ビジョンに基づき、広域圏での観光促進を目指し、連携対象地域の市町や関係団体などとの連絡・協議を行う、連携・交流の充実を図ります。  | ○    | ○       |    |      |    |

【実施主体】 地域：地域住民や関係団体、民間企業、学校などが主体となるもの 所・管：所有者、管理者が主体となるもの 町：上毛町（行政）が主体となるもの 専門：有識者や大学などが主体となるもの  
【実施時期】 前期：令和7～11(2025～2029)年度 後期：令和12～16(2030～2034)年度

| 将来像                      | 課題                                                                                                                                        | 方針                                                                                                               | 措置                                                                                                                                                                                                                                                                     | 実施主体 |     |    | 実施時期 |    |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|----|------|----|
|                          |                                                                                                                                           |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                        | 地域   | 所・管 | 専門 | 前期   | 後期 |
| 土毛の宝である歴史文化を共有し、未来へ継承します | 関連文化財群① 多くの古墳が存在するまち                                                                                                                      |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |     |    |      |    |
|                          | ・文化財の価値の周知が十分ではありません。<br>・歴史文化を活かした地域振興や観光振興などまちづくりへの展開が十分ではありません。                                                                        | ・文化財の価値の周知を図ります。<br>・地域振興・観光振興と連携した歴史文化の活用を推進します。                                                                | 10-1 説明板・案内標識の充実<br>・文化財について説明板・案内標識を設置し、周辺の文化財などとの関連、位置関係などを案内します。<br>13-2 歴史文化ウォーキングコースの設定<br>・歴史文化を巡るウォーキングコースを歩いて楽しんだり、コース周辺またはコース沿いの歴史文化を体験したり身近に感じられるような方策を実施します。                                                                                                |      |     | ○  |      |    |
|                          |                                                                                                                                           |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                        | ○    |     |    |      |    |
|                          | 関連文化財群② 奈良時代の遺跡が多く残るまち                                                                                                                    |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |     |    |      |    |
|                          | ・指定等文化財の保存活用計画が作成されておらず、長期的視点に立った保存・活用事業が図られていません。<br>・文化財の価値の周知が十分ではありません。                                                               | ・指定等文化財の長期的視点に立った保存・活用を推進します。<br>・文化財の価値の周知を図ります。                                                                | 4 保存活用計画の作成の検討<br>・大ノ瀬官衙遺跡をはじめとする個別の文化財保存活用計画の作成を検討し、長期的視点に立った保存・活用を推進します。<br>10-1 説明板・案内標識の充実<br>・文化財について説明板・案内標識を設置し、周辺の文化財などとの関連、位置関係などを案内します。<br>10-2 デジタル技術を用いた情報発信手段の充実の検討<br>・大ノ瀬官衙遺跡や唐原山城跡などについてVR（仮想現実）やAR（拡張現実）などの先進的なデジタル技術を活用し、文化財の付加価値向上や情報発信手段の充実を検討します。 |      |     | ○  |      |    |
|                          |                                                                                                                                           |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                        | ○    |     |    |      |    |
|                          | 関連文化財群③ 修験道の祭礼や習俗が残るまち                                                                                                                    |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |     |    |      |    |
|                          | ・無形の民俗文化財の情報を、画像、音声、映像などで記録し、後世に継承するための基礎資料を作成する必要があります。<br>・地域の活動団体と行政との連携や、団体間の連携、他地域・他機関、庁内などの連携をより一層強化し、多くの人が関わりを持てる仕組みを作っていくことが必要です。 | ・無形の民俗文化財の情報を記録し、後世に継承するための基礎資料を作成します。<br>・活動団体と行政との連携、団体同士の連携、他地域・他機関などとの連携、庁内連携をより一層強化し、多くの人が関わりを持てる仕組みを構築します。 | 7 祭事や年中行事などの記録<br>・祭事や年中行事などの無形の民俗文化財を映像・音声などで記録して、公開し、後世に継承します。<br>16-1 活動団体などとの連携強化<br>・活動団体などの活動内容や構成員などの活動状況を把握し、活動支援などを行い、連携を強化します。また、新たな活動へのニーズ、意欲を把握し、類似団体などとの連携を推進します。                                                                                         |      | ○   | ○  |      |    |
|                          |                                                                                                                                           |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |     |    |      |    |

【実施主体】地域：地域住民や関係団体、民間企業、学校などが主体となるもの 所・管：所有者、管理者が主体となるもの 町：上毛町（行政）が主体となるもの 専門：有識者や大学などが主体となるもの  
【実施時期】前期：令和7～11（2025～2029）年度 後期：令和12～16（2030～2034）年度